

令和 6 年 度

行 政 視 察 報 告 書

大船渡市議会 教育福祉常任委員会

教育福祉常任委員会行政視察概要

- 1 視察年月日 令和6年11月13日（水）～15日（金）
- 2 視察先及び視察項目
 - I 北海道北斗市役所（11月13日）
 - 介護の人材確保について
 - II 北海道茅部郡鹿部町役場（11月14日）
 - 不登校支援対策について
 - III はこだてキッズプラザ（北海道函館市）（11月14日）
 - 施設見学
- 3 視察参加者 議員7名、市当局職員1名、事務局随員1名 計9名

委員長	滝田松男
副委員長	船砥英久
委員	熊谷昭浩
委員	森亨
委員	宮崎和貴
委員	小松則也
委員	岡澤駿
当局職員	佐々木義和
随員	菊地敦子

◎ 目次

I 北海道北斗市	
1 北斗市の概要	4
2 市議会の構成等	4
3 介護の人材確保について	5
II 北海道茅部郡鹿部町	
1 鹿部町の概要	11
2 町議会の構成等	11
3 不登校支援対策について	12
III 北海道函館市	
1 函館市の概要	17
2 市議会の構成等	17
3 施設見学（はこだてキッズプラザ）	18

I 北海道北斗市

1 北斗市の概要

市制施行	平成 18 年 2 月 1 日
人 口	43,253 人（令和 6 年 4 月 1 日現在）
世 帯 数	22,140 世帯
面 積	397.44 km ²
産業別人口比率	第 1 次 7.9% 第 2 次 22.7% 第 3 次 69.0%
財 政	令和 6 年度一般会計予算 22,850,037 千円 （歳入内訳：市税 22.6%、地方交付税 27.2%、国庫支出金 18.8%、市債 5.4%、その他 26.0%） 特別会計予算（5 会計） 10,171,138 千円

北斗市（ほくとし）は、北海道の南部の渡島（おしま）半島に位置し、平成 18 年 2 月に農業と漁業、商工業を中心として発展してきた旧上磯町と旧大野町が合併して誕生したまちであり、歴史的には、1660 年代に松前藩主の命により、米の試作が行われたことから、北海道における「水田発祥の地」といわれている。

総面積は 397.44 平方キロメートルで、対馬暖流の影響を受けることから、北海道の中でも降雪量が少なく、比較的温暖な地域となっている。

また、同市には平成 28 年 3 月に開業した北海道新幹線のターミナル駅である新函館北斗駅があり、南北海道の交通拠点にふさわしいまちづくりを推進している。

2 市議会の構成等

- (1) 議員定数（現員数） 20 人（20 人）
- (2) 議会費（構成比） 令和 6 年度一般会計予算 170,450 千円（0.8%）
- (3) 政務活動費 支給なし
- (4) 委員会構成（現員数）
 - ・ 常任委員会 総務常任委員会（8 人）、文教厚生常任委員会（6 人）、産業建設常任委員会（6 人）
 - ・ 議会運営委員会（9 人）
 - ・ 特別委員会 予算審査特別委員会（19 人）、決算審査特別委員会（18 人）、北海道新幹線トンネル工事に伴う掘削発生土に関する調査特別委員会（9 人）、議会の活性化等に関する調査特別委員会（9 人）
- (5) 議会事務局職員数 5 人

3 介護の人材確保について

□ 説明 北斗市民生部保健福祉課 池田貴史 課長

○ 介護人材・障がい福祉人材就労奨励金制度について

(1) 制度実施の背景

令和5年9月から10月にかけて介護人材実態調査を実施

対象：市内の介護事業所（訪問系・通所系・居住系・施設）

66事業所中、35事業所が回答

調査結果

- ・ 回答した約64%の事業所で人員不足を感じている。
 - ・ 人員不足と回答した事業所のうち約77%が、介護職員が不足と回答。
 - ・ 前年度の介護職員の離職率は約19%であった。
- ⇒ 将来的に安定したサービスを提供するため、介護人材の確保や定着の促進のための制度が必要と判断。

(2) 2市1町での連携

連携理由

- ・ 北斗市と函館市、七飯町は、生活圈域が同一であり、市町を超えて住民の就労や日常生活活動がある。
- ・ 介護の人材不足も共通の課題であり、圏域内での人材の取り合いは、課題の解決にならない。

圏域全体で足並みをそろえ、介護の人材不足に対応していく必要があると考え、首長協議により、2市1町で連携して事業を実施。

※ 就労奨励金制度以外の2市1町で連携している事業

- ・ 医療及び介護にかかる連携
- ・ 介護認定審査会の設置
- ・ 公立大学（はこだて未来大学）の設置
- ・ 企業誘致活動 など

(3) 介護人材・障がい福祉人材就労奨励金制度の内容

- ① 制度開始 令和6年4月1日～
- ② 目 的 介護及び障がい福祉分野における新規就労と定着を促すことにより、安定的なサービスの提供を確保するため
- ③ 概 要 要件に該当する介護職員として市内事業所で就労した者に対し、「新規就労奨励金」及び「継続就労奨励金」を支給する。

④ 支給額

区分	条件	支給額
新規就労奨励金	介護福祉士資格あり	20 万円
	介護福祉士資格なし	10 万円
継続就労奨励金	就労開始日から 1 ～ 3 年目	各年 10 万円

⑤ 対象者

区分ごとに以下の要件をすべて満たす場合

区分	新規就労奨励金	継続就労奨励金
要件	・ 市内事業所で正規雇用かつ常勤の介護職員として初めて就労した者 ・ 令和 6 年 4 月 1 日以降に就労開始した者 ・ 1 年以上の継続就労を見込む者 ・ 過去に北斗市、函館市、七飯町の就労奨励金の支給を受けたことがない者	・ 北斗市、函館市、七飯町の就労奨励金制度の新規就労奨励金の支給を受けた者 ・ 新規就労奨励金の支給時と同一の法人が運営する市内事業所で支給時と同様の業務内容及び雇用形態で就労している者 ・ 対象となる介護職員等として、就労開始日から 1 年を超えて就労している者 (圏域内での配置転換を考慮)

⑥ 対象事業所

- ・ 介護事業所 60 か所
(訪問介護、通所介護、介護老人福祉施設、地域密着型通所介護等)
- ・ 障害福祉事業所 51 か所
(居宅介護、生活介護、施設入所支援、共同生活援助等)

⑦ 実績(制度開始から令和 6 年 10 月時点)

区分		支給件数
新規就労奨励金	介護福祉士資格あり	9 件 (うち介護 5 件、障害福祉 4 件)
	介護福祉士資格なし	8 件 (うち介護 3 件、障害福祉 5 件)
継続就労奨励金		令和 6 年度事業開始のため、実績なし

⑧ 関連施策について

- ・ U I J ターン奨学金償還支援事業補助金 (北斗市独自事業)
市内または近郊の事業所に正規職員として就労した 40 歳未満の市民に

対し、奨学金の償還金の一部を補助（福祉職に対する優遇あり）

職種	支給額（月額）	補助期間
福祉職	上限 2 万円	5 年間
その他	上限 1 万円	

○ 外国人材の活用

(1) 介護職への活用の現状

市内の介護施設 9 施設のうち 7 施設で外国人の介護職員を雇用
（残り 2 施設も検討中または検討予定）

(2) 人材確保への支援事業

北海道が実施する「介護従事者確保総合推進事業補助金」における「外国人留学生生活支援事業※」

※ 事業者が語学学校または介護福祉士等養成施設の学費及び居住費などの生活費等への奨学金を貸与する場合に当該費用の 3 分の 1 を補助

(3) 外国人材活用の必要性

事業者からも、今後、ますます外国人材の活用が必要との声がある。

ただし、確保や定着のためには、事業者における必要経費の補助等のほか、外国人材の住居確保や地域での生活支援等も必要という声がある。

○ 公的支援の利活用

(1) 介護事業所における処遇改善加算の適用状況

60 事業所のうち 59 事業所に加算適用

（適用区分ごとの割合）

区分	加算Ⅰ	加算Ⅱ	加算Ⅲ	加算Ⅳ	加算Ⅴ
割合	59.3%	32.2%	6.8%	1.7%	なし

(2) 介護事業所の加算区分や業務改善への支援

- ・ 市と介護事業所とのメール等による連絡体制を整備し、介護事業にかかる情報（制度改正や留意事項等）を随時提供
- ・ 処遇改善加算に関する届出案内及び手続支援を個別に実施
- ・ 事業所向け制度説明会や事業所への集団指導を実施

(3) 介護事業所の指定や各種加算の届出等への対応

介護サービス事業所の指定（一部サービスを除く）を北海道から権限移譲されており、市内事業所の指定・加算の届出等は、事業所から直接北斗市に届出できることから、手続き相談等を随時受け付けている。

〔主な質疑応答〕

- Q. 圏域での就労奨励金制度導入のきっかけは、北斗市長が声掛けをしたということだが、制度設計についても市長のアイデアがあったのか。
- A. 市長が制度設計の詳細なアイデアを持っていたということではなく、首長協議の中で、介護人材の不足に対して対策を講じる必要があるということ、圏域で意思共有し、制度の中身は、事務方で協議をして整理した。
- Q. 就労奨励金の予算にかかる財源措置について伺う。
- A. 一般会計で実施しており、国等の補助はなく一般財源で対応している。
- Q. 就労奨励金の金額設定方法について伺う。
- A. 類似の制度を参考にしながら、ある程度、動機づけになる金額設定というところで2市1町の協議の中で妥当と考えられる金額を設定した。
- Q. 資格を持たず正規職員として働いている人が退職し、後に介護福祉士の資格を取得して再就職した場合、就労奨励金の対象となるのか。
- A. 就労奨励金制度が初めて正規かつ常勤の職員として事業所に勤務した場合を要件としていることから、対象外となる。なお、非常勤として働いていた人が初めて正規職員として働く場合には、対象となる。
- Q. 新規だけではなく、既に勤務している方に対しての支援は考えなかったのか。
- A. 勤め続けている人への支援というのも一つの要素ではあるが、新規の人材を確保し、その人材に安定して勤め続けてほしいという制度となっている。
- Q. 介護職の離職理由による制度展開はあるか。
- A. 就労奨励金制度は、新しく介護職に就くことを前提に考えて制度として実施していることから、離職の理由等に合わせた対応については、盛り込んでいない。
- Q. 継続就労奨励金の対象要件を同一法人で就労している場合に限定した理由は。
- A. 制度実施に当たり、法人同士や地域内で奪い合うことなく、圏域で人材を確保するという考えから、同一法人で就労している場合に限定している。そのため、同一法人で勤務場所が圏域内で異動する場合は、対象となる。
- Q. 本年度の制度開始だが、支給実績は、介護施設よりも障害施設のほうが多いが、事業設計する時点から想定していたものか。
- A. 市内に障害福祉関連の大規模法人があり、事業規模もそれなりであることから、当初から介護施設と障害施設から同等程度の件数を見込んでいた。
- Q. 障害福祉の事業所に就労系の事業所もあるが、就労系の事業所で働く職員は、奨励金制度の対象になるのか、対象外の場合はその考え方について伺う。
- A. 就労のB型事業所等で、身体介護に従事する人がいるかどうかというところがポイントとなるが、通って就労体験をするような種別であっても、身体介護をする人の配置要件がある事業であれば、対象にするようにしている。
- Q. 就労奨励金制度と移住就業支援金についても併給が可能か。併給可能な場合、

弊害はないか。

A. 就労奨励金は働いてからの支援として、U I J ターン奨学金償還支援事業補助金は奨学金返還のための支援であり、移住就業支援金は移住するための引っ越し代相当を支援するものであることから、住み分けができていると考えている。

Q. 函館市、七飯町の奨励金の支給件数について伺う。

A. 圏域自治体の状況については、現時点で確認がとれていないが、年度終了後に振り返りや協議をしたいと考えている。

Q. 就労奨励金制度にかかる圏域での連携によるデメリットは。

A. デメリットについては、現時点では特に見えていない。制度の申込み時点で、函館市、七飯町への個人情報利用に関する同意を得ており、状況確認を自治体間でとることについても支障はない状況である。

Q. 就労奨励金制度の開始が離職防止につながっているかどうか、また、利用した方の意見はどうか。

A. 本年度が事業開始であり、まだ判断できない状況である。申込みは、事業所を通じて申し込む場合と対象者が窓口で申し込む場合があるが、窓口に来た方がすでに当該事業を知っていることが多く、事業所はアピールポイントの一つとして、当該事業を説明しているというふうに感じている。

Q. 市で介護職のための研修を実施しているか。また、圏域に福祉関係の専門学校等はあるか。

A. 市として、実施している研修はない。なお、函館市内の福祉関係の学校が閉校するなど、圏域において介護の有資格者を育成できる環境が狭まっており、圏域外に出て勉強しているという現状がある。

Q. 外国人材の雇用にあたっての事業所側の反応はどうか。

A. 事業所側からは、一生懸命働いてくれるので利用者からの評判が良いなどの話が上がってきている。ただし、雇用の際の住居確保に苦労することや地域で暮らしていく上でのフォローが必要になることなどの話も聞いている。

Q. 介護サービス事業所の指定を北海道から権限移譲されることとなった経緯は。

A. 旧上磯町が北海道からの事務の権限移譲に積極的だったことから、合併後も引き継いだ形である。当該事務を実施することで市と事業者の距離が近く、やりとりがしやすい。

Q. 権限移譲を受けた後のデメリットはあるか。

A. 大きなデメリットは感じていないが、権限移譲された事務にかかるスキルアップなどは随時していく必要があることから、その大変さは若干ある。

Q. 事業所と日々のコミュニケーションがとれる場などはあるか。

A. 市社会福祉協議会が核となって実施する連携会議などに市が参加し、事業所の状況等を伺う機会はあるが、日々の連絡体制までは、まだできていない。

○ 所感

就労奨励金制度の利用可能な対象年齢を制限しないことで、非常勤で長く介護に携わっている人が、常勤職員として継続して働ける機会をつくる取組や都道府県の事務である介護サービス事業所の指定事務の権限移譲を受けることで、市と事業所の連携がうまくいっていることなどを伺うことができ、今後の取組の参考となった。

生活圏域が同一である函館市、七飯町と連携して制度を創設し、同一圏域内での人材の奪い合いをせずに人材確保をする取組は、当市でも、近隣自治体と介護の人材確保を検討していくことが必要であると感じた。



視察の様子



議場にて

Ⅱ 北海道茅部郡鹿部町

1 鹿部町の概要

町制施行	昭和 58 年 12 月 1 日
人 口	3,547 人（令和 6 年 4 月 1 日現在）
世 帯 数	1,851 世帯
面 積	110.63 km ²
産業別人口比率	第 1 次 33.2% 第 2 次 25.5% 第 3 次 41.2%
財 政	令和 6 年度一般会計予算 4,168,000 千円 （歳入内訳：町税 9.98%、地方交付税 34.07%、国庫支出金 5.04%、町債 8.27%、その他 42.64%） 特別会計予算（3 会計） 1,277,112 千円

鹿部町（しかべちょう）は、北海道の南端である渡島（おしま）半島の東部に位置し、駒ヶ岳山麓の一角にまちが広がる。北東は太平洋内浦湾に面し、南東は河川を隔てて函館市に接しており、町内には 30 か所以上の泉源や全国でも数少ない間歇泉のある温泉を有する、観光と漁業のまちである。

昭和 58 年 12 月 1 日に町制を施行した同町の開基は、南部大間（現在の青森県）の漁師が昆布採取のために移住したことが基となっている。

令和 3 年 5 月には、津波や駒ヶ岳の噴火に備えた防災拠点としての役割と省エネ・ユニバーサル機能を充実させた施設として庁舎を高台へ新設移転している。

2 町議会の構成等

- (1) 議員定数（現員数） 10 人（9 人）
- (2) 議会費（構成比） 令和 6 年度一般会計予算 33,680 千円（0.8%）
- (3) 政務活動費 支給なし
- (4) 委員会構成（現員数）
 - ・ 常任委員会 総務経済常任委員会（4 人）、民生文教常任委員会（5 人）
 - ・ 議会運営委員会（4 人）
 - ・ 特別委員会 予算特別委員会・決算特別委員会（9 人）
- (5) 議会事務局職員数 2 人

3 不登校支援対策について

□ 説明 鹿部町教育委員会子ども教育課 原田健 課長ほか2名

○ 教育支援センターの設置について

(1) 町内の不登校児童・生徒数の推移

	R 2	R 3	R 4	R 5※	R 6
小学生	1 人	4 人	2 人	1 人	1 人
全体に占める割合	0.62%	2.66%	1.36%	0.80%	0.86%
中学生	3 人	3 人	6 人	8 人	6 人
全体に占める割合	3.40%	3.40%	6.74%	8.98%	7.14%
合 計	4 人	7 人	8 人	9 人	7 人
全体に占める割合	1.61%	2.94%	3.40%	4.20%	3.51%

※令和5年度に不登校児童・生徒数がピークとなっている。

(2) 設置の背景

- ・ 不登校児童・生徒が令和2年度以降、急激に増加した。
- ・ 不登校児童・生徒や保護者にとって、町内に学校や家庭以外に頼れる場所や学びの場の選択肢がなく、町外への転校せざるを得ない状況であった。
- ・ 教育相談での聞き取りから、家庭内だけで解決しようとすることで、すれ違いが生じ、家庭内不和に陥ることがあると分かった。

(3) 「マイルーム」の開設

不登校の児童・生徒と保護者が良好なコミュニケーションを図ることができるようサポートするため、以前から鹿部中央公民館内に開設していた「学び場※」の場所を有効活用し、時間をずらして「マイルーム」を開設した。

※「学び場」… 町で開設した放課後に児童・生徒が自学自習できる場所

【事業開始】 令和5年度

【開設時間】 午前9時20分～午後3時（月曜～金曜）

【事業費】 令和5年度：4,577千円

令和6年度：6,264千円

【事業費の主な用途】

専任の指導員配置に係る人件費、カウンセラーに係る費用、講師謝礼など

(4) 「マイルーム」での活動

① 活動内容 … 学校への復帰を含めた社会的自立に繋がる活動

- ・ 基本的な生活習慣の定着や基礎学力の補充
- ・ 夢中になれる環境
- ・ 触れ合いのある日常と相談できる信頼関係

② 活動の決定

一日の活動は、自己選択・自己決定からスタートする。

- ・ 自主学習 … 自分のペースで学習する。テストも受けられる。
- ・ 体験活動 … 様々な大人との活動や地域との関わりを持つ。

(活動例：地域の人との調理実習など)

- ・ 自主活動 … 各自の趣味や関心に応じて活動する。
- ・ 教育相談 … 学習への不安、日常の心配や不安などを相談する。

(5) 「マイルーム」の利用状況

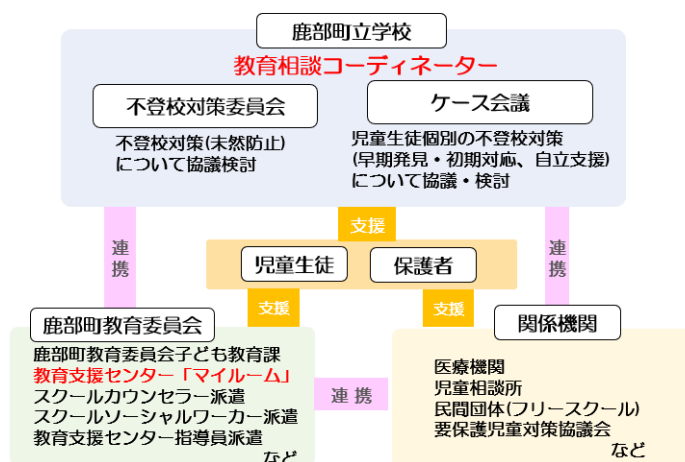
令和5年度実績

- ・ 不登校児童・生徒 10名（うち児童1名、生徒9名）
- ・ 教育相談実施者数 8名（うち児童1名、生徒7名）
- ・ マイルームの利用に繋がった人数 5名（うち児童1名、生徒4名）

(6) 「マイルーム」と連携する新たな役割と協議体の設置

① 教育相談コーディネーターを全ての学校に配置

教育委員会だけでなく、医療機関や児童相談所、民間団体などの関係団体との連携を強化することを目的に設置した。



② 不登校対策委員会の新設

小・中学校と関係機関が不登校児童・生徒の状況と支援について協議し、長期・短期的目標に応じた役割を明確にして支援を行うために設置した。

(7) 「マイルーム」設置の成果と課題

① 成果

- ・ 児童・生徒の新たな居場所の確保（自分を受けとめてくれる場所など）
- ・ 保護者の不安感の解消と家庭内コミュニケーションの円滑化
- ・ 不登校支援に対する学校側の意識の向上と関係機関との連携の充実

② 今後の課題

学校以外の関係機関と結びついていない、または、学びに接続できていない児童・生徒がいることから、学校や関係機関との連携を強化し、アウトリーチ型支援などを行うことで、対象児童・生徒の情報や状況把握を的確に行っていくことが必要である。

〔主な質疑応答〕

- Q.** 令和5年度の不登校児童・生徒の割合が他の年度と比較して多い理由は。
- A.** 特に理由もなく不登校になる子が増えている印象がある。やはり、コロナ禍に学校の閉鎖期間があったことで、学校にいかない過ごし方もあるんだと思う子が多くなったのではないかと感じている。
- Q.** マイルームの事業予算と財源について伺う。
- A.** 事業費のほとんどが指導員である会計年度任用職員の人件費である。なお、国からの補助はないことから、町の一般財源で対応している。ふるさと納税については、不登校支援としての募集はしておらず、子どもに関する施策という大きなくくりになっている。
- Q.** マイルームの役割について伺う。
- A.** 学校で手が回らない、手薄になっている部分を補っていくところと考えており、学校との連携が必要である。
- Q.** マイルームの指導員は、どのような人が任用されているのか。
- A.** 不登校児童・生徒の中には、特別な支援を要する場合も多いことから、学校現場を良く知っており、かつ特別支援の経験を積んでいる人ということで、退職した校長経験者を任用している。
- Q.** マイルームの指導員の立ち位置について伺う。
- A.** 関係機関と連携を図る場合も多く、教員としての立ち位置で対応する場合や保護者や子どもたちのカウンセラーとしての顔、専門外である医療的なインテークが必要になる場合もあり、今、何が必要なかを考えながら対応している。
- Q.** 地域との支援の在り方について伺う。
- A.** 体験活動の際に地域の人に関わってもらっている。行事を実施する場合には、参加する地域の人に不登校に関する情報などを事前に話し、子どもたちの現状と心の動きを理解してもらった上で、体験活動を実施している。
- Q.** 欠席日数が年間30日未満の子どもへの支援体制について伺う。
- A.** 各学校からは毎月、長欠児童・生徒の報告があることから、欠席日数が30日を超える可能性がある子どもについては、不登校対策委員会で協議し、迅速に対応できるような体制をとっている。
- Q.** 進学以外の部分で保護者から相談等はあるか。

- A.** 不登校児童・生徒の保護者は、自分の育て方に問題があったのではないかと罪悪感を抱くことが多いことから、保護者の気持ちに寄り添いながら、子どもにとって今何が必要かを一緒に考えていくこととしている。
- Q.** 不登校児童・生徒の卒業、進学時期における支援の現状は。
- A.** 不登校の子どもは、自分なんかが高校には行けないという思いを強く持っている傾向があると感じており、その思いを受けとめながら、受験に向けた気持ちを整えていくとともに、家庭では難しい面接や小論文の練習を実施している。
- Q.** マイルームへの参加に至らなかった生徒への今後の対応について伺う。
- A.** 都度、保護者とのコンタクトをとっているが、部屋から出てこれない、まちへ出歩かないという状況が多く、医療機関などの協力も必要になることを考えながら、今後もアプローチしていきたい。
- Q.** 不登校児童・生徒へのICTを活用した学習支援システムの整備と利用状況は。
- A.** マイルームに電子黒板と類似のマックスハブで学校の授業が見られるようにしており、通所する子どもが学校の様子を見る環境は整っているが、現状、授業の映像を見ている子どもはいない。不登校児童・生徒は、学習に悩みを抱えていることが多く、在籍している学年の学習を理解できないことが多いため、個々の状況に応じた指導を指導員が行っている。
- Q.** 不登校児童・生徒に対する健康診断の実施について伺う。
- A.** 町内に医師がおらず、函館市内の病院の医師が学校に来校して実施しており、受けられなかった場合、別日程で健診を受ける体制にはなっていない。不登校児童・生徒の健康管理や把握は、重要な問題であり、今後の検討課題としたい。
- Q.** マイルームのような取組を周辺の自治体と広域で実施する予定は。
- A.** マイルームのような校外支援センターが設置されている自治体は、渡島管内でも近隣の函館市、北斗市、七飯町と当町の4つのみである。他の自治体も不登校支援での課題を抱えているが、広域での取組となると現状は難しい。現在、北海道が中心となり、広域での取組が協議されている。
- Q.** 町における特別支援学級の現状について伺う。
- A.** 設置状況は、小学校が知的、情緒、病弱の3学級、中学校が知的、情緒、肢体不自由の3学級となっている。最近では、知的傾向や情緒傾向が強いなどのグレーな部分の子どもが増えており、学校現場では対応に苦慮していると感じている。
- Q.** 子育て支援係が保健福祉課と教育委員会の両方にある理由は。
- A.** 基本的に子ども施策に係る部分は、保健福祉課が中心となっているが、連携が必要な場合も多く、例えば、本来、学童保育は保健福祉課所管だが、当町では学童保育と同様のものを教育委員会で実施するなど、教育の延長に関する部分は、教育委員会が中心となっている。

○ 所感

実際にマイルームを利用した子どもが、高校へ入学し、「学校がめっちゃ楽しい」と言ってくれたという話を聞き、マイルームでの不登校支援に関する取組が結果に結びついていることを実感した。

不登校支援には、不登校の子どもたちや保護者への指導・支援をする指導員の存在と地域との関わりが必要であること、また、当市も含めて、現在の不登校支援対策は不登校になってからの取組がほとんどであり、不登校にしないための取組を検討していくことも必要であると感じた。



視察の様子



庁舎内視察会場にて

Ⅲ 北海道函館市

1 函館市の概要

市制施行	大正 11 年 8 月 1 日
人 口	238,213 人（令和 6 年 4 月 1 日現在）
世 帯 数	138,258 世帯
面 積	677.87 km ²
産業別人口比率	第 1 次 2.9% 第 2 次 16.1% 第 3 次 77.1%
財 政	令和 6 年度一般会計予算 143,270,000 千円 （歳入内訳：市税 21.9%、地方交付税 24.1%、国庫支出金 28.8%、市債 4.5%、その他 20.7%） 特別会計予算（9 会計） 96,399,000 千円

函館市（はこだてし）は、北海道の南西部にある渡島（おしま）半島の南端に位置し、安政 6 年（1859 年）に横浜・長崎とともに日本最初の国際貿易港として開港し、古くから海外との交流がある長い歴史と文化をもつまちである。

市内中央部には五稜郭、市街地の西端には、陸繋島としても知られる函館山があり、観光地としても有名であり、インバウンドによる観光客も増加している。

平成 17 年 10 月には「中核市」に移行し、北海道より多くの事務権限が委譲されたことにより、「ふれあいとやさしさに包まれた世界都市」の実現に向けて、市民に身近なサービスの提供や地域の特性を生かした取組を実施している。

2 市議会の構成等

- (1) 議員定数（現員数） 27 人（27 人）
- (2) 議会費（構成比） 令和 6 年度一般会計予算 345,000 千円（0.2%）
- (3) 政務活動費 一人当たり月額 4 万 5 千円
- (4) 委員会構成（現員数）
 - ・ 常任委員会 総務常任委員会（9 人）、経済建設常任委員会（9 人）、民生常任委員会（9 人）
 - ・ 議会運営委員会（7 人）
 - ・ 特別委員会 予算特別委員会・決算特別委員会（26 人）
- (5) 議会事務局職員数 15 人

3 施設見学（はこだてキッズプラザ）

□ 案内 はこだてキッズプラザ指定管理者

○ はこだてキッズプラザについて

(1) 設置経緯と時期

「函館市中心市街地活性化基本計画」の「函館駅前若松地区第一種市街地再開発事業」で建設する再開発ビル内に整備する公共施設として、平成 28 年 10 月に「はこだてみらい館」と共に開設された。

(2) 設置の目的

子ども及びその保護者に対して、遊びを通じて交流する場、子育てを支援する場を提供することにより、中心市街地のにぎわいの創出を図るため。

(3) 施設の概要

- ① 場所 キラリス函館内（函館市若松町 20 番 1 号）
- ② 施設面積 1,203.22 m²
- ③ 施設内容 プレイグラウンド、乳幼児コーナー、託児室、授乳・おむつ替え室、相談室ほか
- ④ 開館時間 午前 10 時～午後 6 時
- ⑤ 休館日 年末年始（12 月 31 日～1 月 1 日）、毎月第 2 水曜日

(4) 運営主体

指定管理者：はこだてみらいプロジェクト運営グループ

代表者 ㈱こどもクラブ

構成員 ㈱NAアーバンデベロップメント、ソニーピーシーエル㈱

(5) 使用料（入館料）

	当日券	3 か月パス券	6 か月パス券
大人（中学生以上）	100 円	300 円	500 円
子ども（6 か月以上）	300 円	900 円	1,500 円
生後 6 か月未満	無料	—	—

(6) 指定管理料（令和 5 年度）

139,451,100 円（はこだてみらい館分を含む）

(7) 利用者数

（単位：人、円）

年度	R 元	R 2	R 3	R 4	R 5
入館者数	107,169	45,804	65,861	85,215	108,608
使用料収入	17,635,600	7,361,000	10,589,850	14,226,850	18,199,800

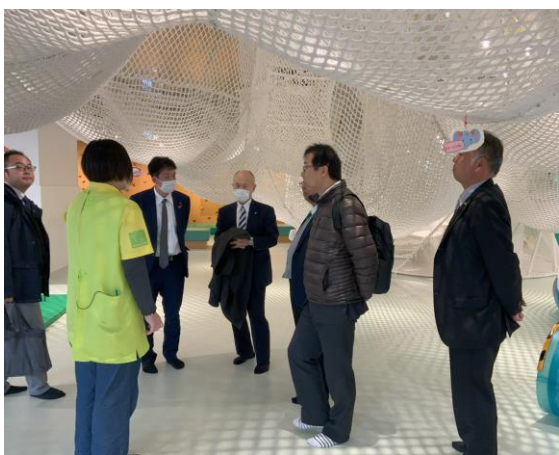
【館内見学風景】



館内手作りマップ



プレイグラウンド



遊具(巨大ネット)



遊具(バンチェムズ)

カラフルなボールをくっつけて
いろいろな形をつくることができる



遊具 (ボールプール)



遊具 (飛び石)

踏むと動物の鳴き声などがなる遊具



テラス（飲食スペース）



すくすくスケール

身長を測定できる



まる広場

座って落ち着いて遊べるスペース



ベビーパーク（まる広場付近）



託児室(まる広場付近)



相談室(まる広場付近)

〔主な質疑応答〕

Q. 施設開設までにかかった費用について伺う。

A. はこだてみらい館、はこだてキッズプラザの実施設計に関する費用は 12,255 千円、はこだてキッズプラザの床取得費と整備事業委託で 854,780 千円

Q. グランドデザインを担当した企業の選定方法について伺う。

A. プロポーザルで企業を選定した。

Q. はこだてキッズプラザにかかる財源について伺う。

A. 指定管理委託料は、施設使用料と一般財源を充当しており、新規コンテンツを導入する場合は、函館市地域振興基金と一般財源を充当している。

Q. 年間の運営経費について伺う。

A. 令和 5 年度の運営経費は、約 50,000 千円である。

Q. はこだてキッズプラザの従業員数について伺う。

A. 正規職員とパート職員を合わせて 10 名で対応している。

Q. 運営上の問題点はあるか。

A. 施設開設から今年で 9 年度目に入り、開設当初に整備した大型遊具などが経年劣化により、安全性を確保するための大規模修繕が必要となっている。

また、保育士の人材不足によりスタッフの確保が難しい場合が増えてきている。

○ 所感

駅前の空き店舗を利用した子育て世代をターゲットとした施設を開設しているという点では、今年度、盛町の商業施設に開設した、大船渡市こども家庭センター「D A C C O（だっこ）」の取組と類似しているが、人口規模も財政規模も大きく異なることから、そのまま当てはめるのではなく、参考にしながらも、中心市街地という場所での取組だけではなく、当市の特色を踏まえた取組を考えていく必要性を感じた。

以上、令和 6 年 11 月 13 日～ 15 日に実施しました、教育福祉常任委員会行政視察の報告書といたします。

令和 6 年 12 月

大船渡市議会議長 伊 藤 力 也 様

教育福祉常任委員長 滝 田 松 男